

環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務委託団体に関する募集要項

1 募集の趣旨

岩手県では、岩手県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）第3章5において定められた事項を実現し、持続可能な社会の実現を目指し、あらゆる主体による自発的な環境保全活動が活発に行われるよう、県民、事業者、行政の連携と協力による環境に配慮した行動を促進する拠点として、いわて県民情報交流センター キオクシアアイーナ（岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号）5階の環境学習交流センターの管理運営業務を委託します。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、本県における地球温暖化などの気候変動による影響と対策についての普及啓発及び県民の実践的な取組の推進を図ることを目的として、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定するとともに、業務を委託します。

上記の環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センターの業務は互いに関連が深いことから、次の2業務の受託団体（指定団体）を一括して募集します。

- ① 環境学習交流センターの管理運営業務
- ② 地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定する岩手県地球温暖化防止活動推進センターに係る業務

なお、本事業は令和8年度の一般会計予算の成立を前提として、環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務の委託先を企画競争により募集するものです。そのため、令和8年度一般会計予算が議決されなかった場合にあっては、本件委託手続について停止の措置を行うことがあります。

2 環境学習交流センターの管理運営業務内容

県が委託する業務は以下のとおりです。（詳細は仕様書による。）

- (1) 環境学習交流センターの管理運営に係る業務全般
- (2) 情報発信・情報収集業務
環境関連情報等を収集、県民への環境関連情報提供、ウェブサイトの管理運営、環境企画展の開催
- (3) 環境学習支援業務
環境学習講座の開催、図書や資料等の管理・貸出等、出張環境学習会の開催、こどもエコクラブ等のネットワーク構築等、訪問学習の受入等
- (4) 環境保全活動支援業務
環境アドバイザーの派遣、流域活動・地域生物多様性増進活動支援業務、環境アドバイザーの研修会
- (5) その他
環境学習広報車の管理運営業務、環境学習交流センター運営協議会等の開催、その他問い合わせ、調整業務

3 岩手県地球温暖化防止活動推進センターの業務内容

県が委託する業務は以下のとおりです。（詳細は仕様書による。）

- (1) 県民及び事業者の脱炭素化に向けた取組を促すウェブサイト「いわてわんこ節電所」の運営、県民参加型省エネ・節電キャンペーンの実施、専門診断員が家庭におけるオーダーメイドの省エネ対策を

提案するうちエコ診断の事例紹介といった県民や地域における地球温暖化対策を促進する実践的な事業

- (2) 地球温暖化を防ごう隊(※)の取組や地球温暖化防止活動推進員の活用促進、地球温暖化対策地域協議会の活動支援、他団体等と連携した地域での地球温暖化防止活動を促進する事業

※ 地球温暖化を防ごう隊：将来、地球温暖化の影響を受けると予測される小学生を対象に、家庭でできる省エネルギーや防災への備え等の取組を通して、地球温暖化に対する意識を高めてもらうことを目的とした活動。

4 自主事業について（国庫補助金等を活用した事業等を含む。）

上記2及び3以外の事業で、環境基本計画第3章5及び法第38条第2項の内容に沿ったもの（環境保全の促進及び地球温暖化対策に係る事業、相談助言、調査分析、情報収集・提供も含む。別添「参考」参照）についても、申告いただきます。

5 応募できる団体の要件

応募できる団体は、環境の保全の促進を図ること及び地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人であって、以下の各号の要件を満たす団体とします。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 令和8年1月1日現在、県民一人ひとりの環境に配慮した行動を促進する等の活動歴及び県内における地球温暖化防止に関する普及啓発等の活動歴が1年以上あり、定款又は寄附行為に環境や省エネルギー等に関する活動について明記していること。任意団体が法人化した場合は、任意団体の活動期間を含む。
- (10) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (11) 法第38条第6項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して2年

を経過していない者を法第 38 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号（同項第 2 号又は第 3 号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させないこと。

6 応募の受付等

(1) 募集期間

令和 8 年 2 月 19 日(木)から令和 8 年 3 月 6 日(金)午後 5 時まで
(郵送の場合も、最終日の午後 5 時までに必着のこと)

(2) 提出書類等

提出いただいた書類は返却しません。必ず控えをとっておいてください。

ア 環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務受託申請書 [別添様式 1-2]

(ア) 名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 申請に係る担当者の役職、氏名及び連絡先

イ 添付書類

(ア) 定款又は寄附行為

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(エ) 正味財産増減計算書又は活動計算書（直近 2 年分）

(オ) 貸借対照表（直近 2 年分）

(カ) 財産目録（直近 2 年分）

※ 法人設立後 2 年を経過していないため、正味財産増減計算書又は活動計算書・貸借対照表・財産目録が過去 2 年分添付できない場合は、それに準じた書類/任意団体時の収支計算書等を添付してください。

ウ 事業計画書（総括表）[別添様式 2] 及び事業計画書[別添様式 2-1]

本要項 2、3 及び 4 に記載した業務について、応募団体の自由な発想による、実施可能な範囲での事業の企画提案を記載してください。

様式 2 には概要を記載し、様式 2-1 には、個別事業の計画を記載してください。

提案事業数は、いくつあっても構いません。

事業の提案に当たっては、次の点に留意願います。

- ・事業計画には、開館時間や休館日、各事業の目標値等をできるだけ詳しく記載すること。
- ・各事業に関する広報の方法を具体的に記載すること。
- ・県内の地域バランスに考慮すること。
- ・企業や他団体との協働実施による事業提案も可とすること。

なお、最終的な環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センターの事業については、環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務の委託団体選定後に、提案された企画を基に当該団体と協議のうえ決定します。

エ 環境学習交流センター及び地球温暖化防止活動推進センター業務を受託した場合の（予定）職員配置計画書[別添様式 3]

環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センター業務を受託した場合に、提案した事業を円滑に遂行できる組織体制を考慮のうえ記載してください。記載に当たっては、次の点に留意願います。

- ・ 受託業務に関する安全管理、文書管理及び情報セキュリティ対策に関する責任者（他の業務との兼務でも構いません）をそれぞれ明らかにするとともに、これらの業務に関する能力、資格、実務経験年数等を記載すること。
- ・ 安全管理、文書管理及び情報セキュリティ対策に関し、責任者の管理の下、受託者としてどのようなことに取り組む予定であるか具体的に記載すること。

オ 事業実績書〔別添様式 4〕

環境学習及び地球温暖化対策に関する過去 1 年間の活動実績を記載してください。

- ※ 法人設立後 1 年を経過していない場合には、法人格取得前の（任意団体としての）活動も含めて記載してください。

カ 確認書〔別添様式 5〕

本要項「5 応募できる団体の要件」に該当することを確認する書類です。

キ 費用積算内訳書〔様式任意〕

- (ア) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を提出すること。
- (イ) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 110 分の 100 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- (ウ) 費用積算内訳書は、事業計画書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也宛てに、名称、代表者職、氏名を記載のうえ、提出すること。

ク その他企画提案を説明するのに必要な資料

- ※ 提出書類の様式は、下記の応募先・問い合わせ先又は岩手県ウェブサイトにあります。

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/1026819.html>

(3) 応募方法

直接又は郵送（郵送の場合は書留）にて提出してください。ファックス・Eメールでの応募は受け付けません。

応募書類に不備がある場合は、提出期限を定めて応募書類の再提出や追加書類の提出を求めることがあります。この場合、期限までに提出できないときは、応募は無効とします。

(4) 提出部数

8 部

(5) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）に基づく請求により開示されることがあります。

(6) 募集要項等に関する質問の受付・回答の公表

募集要項等に関する質問がある場合は、下記により受け付けます。

ア 受付期間 令和 8 年 2 月 19 日（木）～令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

イ 受付場所 岩手県環境生活部環境生活企画室（連絡先は下記担当を参照）

ウ 提出方法 【様式 1 - 1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法及び期日

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、令和 8 年 3 月 3 日（火）までに岩手県ウェブサイト

に掲載します。

担当：岩手県環境生活部環境生活企画室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（県庁11階）

電話：019-629-5329（企画担当：環境学習交流センター）

電話：019-629-5273（グリーン社会推進担当：岩手県地球温暖化防止活動推進センター）

E-mail:AC0001@pref.iwate.jp

(7) 留意事項

ア 失効又は無効

次に掲げる場合は、当該申請は失効又は無効となります。

- (ア) 受付時間を過ぎて提出書類が提出されたとき。
- (イ) 提出した書類に虚偽を記載したとき。
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (エ) 本募集要項に違反すると認められるとき。
- (オ) 申請資格を有していないことが判明したとき。
- (カ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

イ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

ウ 費用負担

申請に係る経費は、全て応募者の負担とします。

7 選定方法

環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務を委託する団体の選定に当たっては、応募者が本要項5に掲げる要件に合致しているか確認のうえ、「環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務委託団体選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、県が決定します。

審査は、別紙「環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務委託団体候補者選定の審査について」により行います。

令和8年3月中旬（予定）に、選定委員会を開催しますので、代表者又は担当者等が出席のうえ、提出書類等についての説明をお願いします。

なお、説明にあたっては、企画提案事業を中心に、具体的に説明するものとし、特に、県民、事業者、他団体及び行政と連携する事業内容について説明していただきます。

具体的な日程等については、別途応募団体あて連絡します。

プロジェクター等プレゼンテーションで使用する機材のセッティングを希望する場合は、事前に担当まで連絡してください。

8 環境学習交流センター管理運営業務委託団体並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務を委託する期間及び委託料の上限

指定及び業務を委託する期間は、それぞれ以下の期間とします。

(1) 地域地球温暖化防止活動推進センターへの指定

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

ただし、運営状況が良好であると県が認める場合は、3年を上限として継続して指定することがあ

ります。

(2) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

ただし、委託業務の執行状況が良好であると県が認める場合は、同受託者と引き続き単年度契約を締結することがあります。

(3) 委託料の上限

34,989千円（予定）

（内訳）環境学習交流センター 27,225千円（水生生物調査に係る環境アドバイザー派遣費用含む）

岩手県地球温暖化防止活動推進センター 7,764千円

(4) その他

この期間内であっても、県又は受託団体のいずれかの事情変更（天災地変や地域地球温暖化防止活動推進センターの指定解除など）により、協議のうえ、指定及び業務委託の期間を変更することがあります。

9 その他

- (1) 岩手県地球温暖化防止活動推進センターは、地域地球温暖化防止活動推進センターとして、法に基づき、事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後3か月以内に事業報告書及び収支決算書を、岩手県知事あて提出しなければなりません。
- (2) 県は、事業の執行状況及び環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センターの運営状況を評価する運営協議会等の意見や評価を踏まえ、次年度の受託団体を決定します。

環境学習交流センター管理運営業務並びに岩手県地球温暖化防止活動推進センター指定及び運営業務委託団体候補者選定の審査について

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された事業計画書等について、審査を行うものとする。

2 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、参加者が指定及び運営業務受託申請書、事業計画書等について委員会の場でプレゼンテーションし、委員がその内容についてヒアリングする（委員会は非公開とする）。
プレゼンテーションの時間は20分とし、ヒアリングの時間は15分を目途とする。
- (2) 委員会の委員は、提出書類及びプレゼンテーションについて、下記3に定める審査項目に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみの場合は、上記(2)の審査員の評価点の合計が6割以上を獲得していることを最低条件とし、委員会において本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、県に報告するものとする。
- (4) 委員会は、企画提案が本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合（著しく仕様を逸脱している場合など）には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。

3 審査項目等

審査項目	選定基準	審査内容	配点	
組織体制	1 環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センターの役割を責任を持って遂行できる能力（組織体制・人材等）があること	・ 申請団体が、環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センターを運営できる組織体制を有しているか。	5	10
		・ 適正かつ確実に実施するための能力を有した人材を確保しているか。（特に、安全管理、文書管理及び情報セキュリティ対策に関する対策が十分であるか。）	5	
活動実績	2 環境学習の推進及び地球温暖化防止に関する事業実績を有していること	・ 県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるような環境学習の推進に関する事業について実績を有しているか。また、広域的な事業の実施が期待できるか。	5	10
		・ 地球温暖化防止活動に関する事業において実績を有しているか。また、広域的な事業の実施が期待できるか。	5	

審査項目	選定基準	審査内容	配点		
財政基盤	3 財政基盤が安定していること	・ 団体の収支状況、資産状況、事業計画等に鑑み、安定的かつ発展的な運営が見込まれるか。	10	10	
事業の実施・効果等	4 事業計画に具体性と実現可能性があること	・ 環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センターに関する委託事業を効果的に展開する、具体的かつ実現可能な方策の提案がなされているか。	10	10	
	5 事業の実施に当たり、県民、事業者、他団体や行政と連携した活動が期待できること	・ 事業計画の中に県民、事業者、他団体及び行政と連携した具体的な事業内容が盛り込まれているか。	15	15	
	6 事業内容が広く県民に周知されること	・ 事業への参加者募集や、結果の周知に当たり、効果的な広報方法が盛り込まれているか	5	5	
	7 事業の実施に当たり、地域による格差が生じないようにすること	・ 地域バランスに考慮した事業計画となっているか。	5	5	
	8 実施による効果が見込まれること		・ 環境学習による効果が見込まれるか。(環境に興味を持つ人の増加、環境に配慮した行動をする人の増加等)	10	20
			・ 地球温暖化防止活動等による効果が見込まれるか。(温室効果ガス排出量削減、再生可能エネルギー導入の促進等)	10	
	9 民間の特色を生かした事業であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ではできない民間の特性を發揮した事業の提案がなされているか。 ・ 県民、事業者、行政のパートナーシップを進め、みんなの参加、連携と協力による環境に配慮した行動を促進できるか。 ・ 自主事業の目的、対象、内容が具体的で、環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センターが果たすべき事業内容となっているか。 	15	15	
合 計			100		

岩手県環境基本計画第3章5（抜粋）

○持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進

- ・ 環境学習交流センターにおいて、学校からの訪問学習を積極的に受け入れ、環境学習の取組を支援する。
- ・ 発達の段階に応じて、子どもたちが環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域社会や学校が実施するエコ活動や自然観察会、水生生物調査、星空観察会等の体験的な環境学習を支援する。
- ・ 環境アドバイザー及び地球温暖化防止活動推進員の派遣により、地域での環境学習等を支援する。
- ・ 環境学習交流センターにおいて、環境学習の支援や、環境保全活動の支援を実施する。
- ・ 環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員など、地域において地球温暖化対策等の環境問題の解決に取り組む人材の育成を図る。
- ・ 環境学習交流センターにおいて、県民、NPO、企業、行政など様々な主体の連携を促進する
- ・ 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センター等により環境情報を収集するとともに、定期的に提供する。

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第2項

- 一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする
こと。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

なお、法第38条第3項に規定する指定都市等の長が指定する地域センターとの連絡調整を図る必要があります。（令和8年1月現在、岩手県内には指定都市等の長が指定する地域センターはありません。）